

○大分県立青少年の家利用規則

平成二十一年三月三十日

大分県教育委員会規則第二号

改正 平成二九年四月一日教委規則第八号

〔大分県立社会教育総合センター利用規則〕をここに公布する。

大分県立青少年の家利用規則

(平二九教委規則八・改称)

大分県立生涯教育センター利用規則(昭和六十年大分県教育委員会規則第七号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成二十年大分県条例第五十三号。以下「条例」という。)第十二条の規定に基づき、大分県立青少年の家(以下「青少年の家」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二九教委規則八・全改)

(休業日)

第二条 青少年の家の休業日は、十二月二十九日から同月三十一日まで及び翌年の一月一日から同月三日までとする。

2 大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(平二九教委規則八・一部改正)

(利用許可の申請)

第三条 青少年の家を利用しようとするものは、大分県立青少年の家利用許可申請書(第一号様式)により、所長に利用許可の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、利用日の一年前から二十日前までに行わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(平二九教委規則八・全改)

(利用の許可)

第四条 所長は、青少年の家の利用を許可したときは、大分県立青少年の家利用許可書(第二号様式)を交付するものとする。

(平二九教委規則八・全改)

(利用許可の変更承認申請等)

第五条 前条の規定により利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が、利用許可の申請事項を変更しようとするときは、大分県立青少年の家利用許可変更承認申請書（第三号様式）により、所長に変更承認の申請をしなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、大分県立青少年の家利用許可変更承認書（第四号様式）を交付するものとする。

（平二九教委規則八・旧第六条繰上・一部改正）

（利用の中止届）

第六条 利用者は、青少年の家の利用を中止しようとするときは、大分県立青少年の家利用中止届（第五号様式）により、所長に届け出なければならない。

（平二九教委規則八・旧第七条繰上・一部改正）

（使用料の納期）

第七条 利用者は、条例第十条に規定する使用料を所長が指定する日までに納入しなければならない。

（平二九教委規則八・旧第八条繰上・一部改正）

（使用料の不還付）

第八条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、所長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（平二九教委規則八・旧第九条繰上・一部改正）

（使用料を徴収しないもの）

第九条 条例第十条ただし書に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 県内の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒の指導者
- 二 県内の義務教育学校に在籍する児童及び生徒並びにその指導者
- 三 県内の特別支援学校に在籍する児童及び生徒（小学部及び中学部に在籍するものに限る。）並びにその指導者
- 四 小学校就学の始期に達するまでの者及びその指導者

（平二九教委規則八・旧第十条繰上・一部改正）

（行為の禁止等）

第十条 青少年の家においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号から第五号までに掲げる行為について所長の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 めいていし、又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為
- 二 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込むこと。

三 定められた場所以外で、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

四 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為

五 その他所長が青少年の家の管理上必要と認めて禁止する行為

2 所長は、前項の規定に違反した者に対し、青少年の家からの退去を命ずることができる。

(平二九教委規則八・旧第十一条繰上・一部改正)

(利用者の保安責任)

第十一条 利用者は、利用者による入場者の整理、警備、設備の操作、保全等に伴い生じた事故については、責任を負わなければならない。

(平二九教委規則八・旧第十二条繰上)

(職員の立入り)

第十二条 職員は、青少年の家の管理上必要があるときは、利用許可に係る施設に立ち入ることができる。

(平二九教委規則八・旧第十三条繰上・一部改正)

(原状の回復)

第十三条 利用者は、青少年の家の施設等の利用を終了したときは、直ちに利用前の原状に復し、職員の検査を受けなければならない。条例第九条第一項の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を制限されたときも、同様とする。

(平二九教委規則八・旧第十四条繰上・一部改正)

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、青少年の家の利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平二九教委規則八・旧第二十二條繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の大分県立生涯教育センター利用規則（以下「改正前の利用規則」という。）及び大分県社会教育総合センター管理規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第〇号）附則第二項の規定による廃止前の大分県立青少年の家管理規則（昭和四十八年大分県教育委員会規則第十四号）（以下「廃止前の管理規則」という。）の規定によりなされた許可その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたも

のとみなす。

- 3 改正前の利用規則及び廃止前の管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成二九年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

大分県立青少年の家利用許可申請書

年 月 日

大分県立 香々地 九重 青少年の家所長 殿

住 所 〒

申請者 団体名

代表者名

電話番号 () ー

下記のとおり 香々地 九重 青少年の家を利用したいので、大分県立青少年の家利用規則第3条第1項の規定により申請します。

記

宿 泊 場 所	宿泊棟 ・ キャンプ場		
利 用 の 目 的			
利 用 期 間	入 所 日 時	年 月 日 (曜日) 時	
	退 所 日 時	年 月 日 (曜日) 時	
利 用 の 人 数	男性	人(うち引率者 人)	合 計 人
	女性	人(うち引率者 人)	
担 当 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	電話() ー		

その他の提出書類

- 1 利用者名簿(入所日まで)
- 2 活動計画書
- 3 食事注文書
- 4 その他所長が必要とする書類

注 以下は記入しないこと。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	
利 用 者 の 区 分	県 内(就学前、小中学生、高校生、青少年団体、社教団体、その他)		
	県 外(就学前、小中学生、高校生、青少年団体、社教団体、その他)		
決 裁			

第2号様式(第4条関係)

大分県立青少年の家利用許可書

第 号
年 月 日

殿

大分県立 香々地 九重 青少年の家所長 印

年 月 日付で申請のあった香々地 九重 青少年の家の利用については、大分県立青少年の家利用規則第4条の規定により、下記のとおり許可します。

記

宿 泊 場 所	宿泊棟 ・ キャンプ場		
利 用 の 目 的			
利 用 期 間	入 所 日 時	年 月 日 (曜日) 時	
	退 所 日 時	年 月 日 (曜日) 時	
利 用 の 人 数	男性	人(うち引率者 人)	合 計 人
	女性	人(うち引率者 人)	
担 当 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	電話() ー		
許 可 条 件			

注 1 この許可書は、入所当日に提示すること。

2 この許可に係る事項に変更があるときは、直ちに申し出て変更承認を受けること。

第3号様式(第5条関係)

大分県立青少年の家利用許可変更承認申請書

年 月 日

大分県立 香々地 九重 青少年の家所長 殿

住 所
申請者 団体名
代表者名
電話番号 () —

年 月 日付け 第 号で許可のあった 香々地 九重 青少年の家の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立青少年の家利用規則第5条第1項の規定により申請します。

記

宿 泊 場 所	宿泊棟・キャンプ場	
利 用 の 目 的		
変 更 の 内 容	当 初	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

注 以下は記入しないこと。

承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号	使用料
決 裁				

第4号様式(第5条関係)

大分県立青少年の家利用許可変更承認書

第 号
年 月 日

殿

大分県立 香々地 青少年の家所長 印
九 重

年 月 日付で申請のあった香々地 青少年の家の変更について、大分県立
九 重
青少年の家利用規則第5条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

宿 泊 場 所	宿泊棟・キャンプ場		
利 用 の 目 的			
変 更 の 内 容	当 初		
	変 更 後		
変 更 承 認 の 条 件			
使 用 料	納 付 済 額	今 回 納 付 額	納 付 期 限
			年 月 日 まで
備 考			

第5号様式(第6条関係)

大分県立青少年の家利用中止届

年 月 日

大分県立 香々地 九重 青少年の家所長 殿

住 所
申請者 団 体 名
代表者名
電話番号 () —

年 月 日付け 第 号で許可のあった 香々地 九重 青少年の家の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立青少年の家利用規則第6条の規定により届け出ます。

記

宿 泊 場 所	宿泊棟・キャンプ場
利 用 の 目 的	
利用許可の日時 及 び 期 間	年 月 日(曜日) 時 (分)から 年 月 日(曜日) 時 (分)まで ()日間
利用中止の理由	

注 以下は記入しないこと。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	納付済使用料
決 裁				

第1号様式 (第3条関係)

(平29教委規則8・旧第1号様式(その2)繰上・一部改正)

第2号様式 (第4条関係)

(平29教委規則8・旧第2号様式(その2)繰上・一部改正)

第3号様式 (第5条関係)

(平29教委規則8・一部改正)

第4号様式 (第5条関係)

(平29教委規則8・一部改正)

第5号様式 (第6条関係)

(平29教委規則8・一部改正)